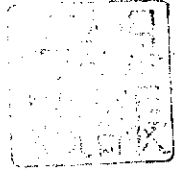


22末環第 102 号
平成22年8月31日

産業廃棄物を排出又は処理する
関係事業者団体の代表者 様

長 崎 県 環 境 部 長



平成22年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業
補助金（2次募集）について

日頃より本県の環境行政の推進につきましては、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、循環型社会の形成に向けて産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進を図るため、平成19年度から「ゴミゼロながさき環境産業支援事業」を別添「補助金等交付要綱」及び「実施要綱」により実施しているところですが、本年度も引き続き当該補助制度を実施いたしますのでお知らせするとともに、別紙「募集要項」について貴会員(組合員)等の皆様へご周知いただきますようお願いいたします。

● お問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13

長崎県環境部未来環境推進課

電 話：095-895-2511

FAX：095-895-2566

担当者：循環・快適環境班 村岡

E-mail：a.muraoka@pref.nagasaki.lg.jp

平成22年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業

補助金募集要項（2次募集）

この補助金は、循環型社会の構築に向けた産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル（以下「排出抑制等」という。）を促進するため、排出抑制等に資する施設設備整備を行う事業者等を支援するものです。

第1 補助金の概要

1 対象事業者：次の各要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 長崎県産業廃棄物税条例（平成16年長崎県条例第44号）第4条に規定する納税義務者
- (2) 県内に事業所を置く事業者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号に掲げるものに該当しないこと
- (4) 県税の滞納その他の法令の不遵守により、補助が適当でないと認められる事業者でないこと
- (5) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること

2 対象事業：補助対象者が行う次に掲げる事業。

ただし、焼却・脱水・破碎・選別等廃棄物の処理・処分を主たる目的とするもの及び施設設備の敷地となる土地の取得、賃借、造成及び補償に関する経費を除く。

- (1) 処理施設の新設又は増設及び処理方法又は製造工程の改善（産業廃棄物処理業者が行うものを除く。）により、産業廃棄物の排出の抑制等を促進する事業に要する経費
- (2) 産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを処理施設の新設又は増設及び処理方法又は製造工程の改善により、自らリサイクルをする事業に要する経費

なお、補助事業採択にあたっては、次の点を考慮します。

- ① 施設設備の中核的技術やシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること
- ② 産業廃棄物の排出抑制等効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの
- ③ 目的を同じにする他の補助制度の対象でないこと
- ④ 計画取扱産業廃棄物量のうち、長崎県内で排出された産業廃棄物が1/2以上（重量）を占めるものであること
- ⑤ 補助事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がされていること
- ⑥ 施設設備の整備完了後、速やかに事業化できること

3 補助率及び補助限度額：1/2以内、1,500万円を上限とします。

4 事業期間：交付決定後～平成23年3月31日

5 補助対象経費：次のとおりです。

費目	内容
本工事費	施設設備の設置に必要な直接経費、請負工事に要する経費
付帯工事費	施設設備整備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及び工事に必要な最小限度のもので知事の承認を得たもの
機械器具費	機械装置若しくは工具器具の購入、据付け、又は改造に要する経費
その他の経費	必要な最小限度のもので知事の承認を得たもの

※施設の敷地となる土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費は除きます。

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

第2 応募の手続き等

事業実施計画書に必要な書類を添えて提出してください。

事業実施計画書の提出書類は、下記の記入方法に従い作成してください。

1. 事業実施計画書の受付期間

平成22年9月1日(水)～平成22年10月29日(金) (必着)

提出書類様式は、長崎県ホームページからダウンロードできます。

ゴミゼロながさき 検索

2. 提出書類

事業実施計画書(様式第1号(別紙1～3を含む。))

添付書類

- (1) 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書【法人の場合】
- (2) 法定代理人・役員・株主又は出資者・政令使用人の住民票の写し(本籍記載のあるもの)及び登記事項証明書(注1)【法人の場合】
- (3) 住民票の写し(本籍記載のあるもの)及び登記事項証明書(注1)【個人の場合】
- (4) 決算書(貸借対照表及び損益計算書)(2期分)【法人の場合】
- (5) 資産に関する調書(様式第1号 別紙4)【個人の場合】
- (6) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号に掲げるものに該当しないことを誓約する書面(様式第1号 別紙5)
- (7) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (8) 補助事業の実施場所位置図、付近見取図
- (9) 施設構造図
- (10) 建物等の配置図、各階平面図
- (11) 設計計算書、図面、仕様書
- (12) 既に補助事業の用に供する用地を取得している場合は、申請者が当該用地の所有権を有すること(所有権を有しない場合は、当該用地を使用する権原を有すること)を証する書類

(注1) 産業廃棄物処理業者が有効な産業廃棄物処理業の許可証の写しを提出する場合は省略できる。

3. 提出部数：2部（正本1部、写し1部）

4. 応募の方法：郵送又は直接持参

5. 提出先・問い合わせ先

〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13

長崎県 環境部 未来環境推進課 循環・快適環境班 担当：村岡

電話：095-895-2511

FAX：095-895-2566

E-mail：s09050@pref.nagasaki.lg.jp

6. 注意事項

- (1) 廃棄物の種類、施設の規模によっては、廃棄物処理法等の許可が必要になります。
必ず事前に県未来環境推進課（ただし、長崎市、佐世保市にあってはそれぞれの市の廃棄物担当課）と協議したうえ事業計画書を提出してください。
- (2) 補助事業は、補助金交付決定後に着手し、平成23年3月31日までに完了する必要があります。
- (3) 補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとなります。

第3 その他

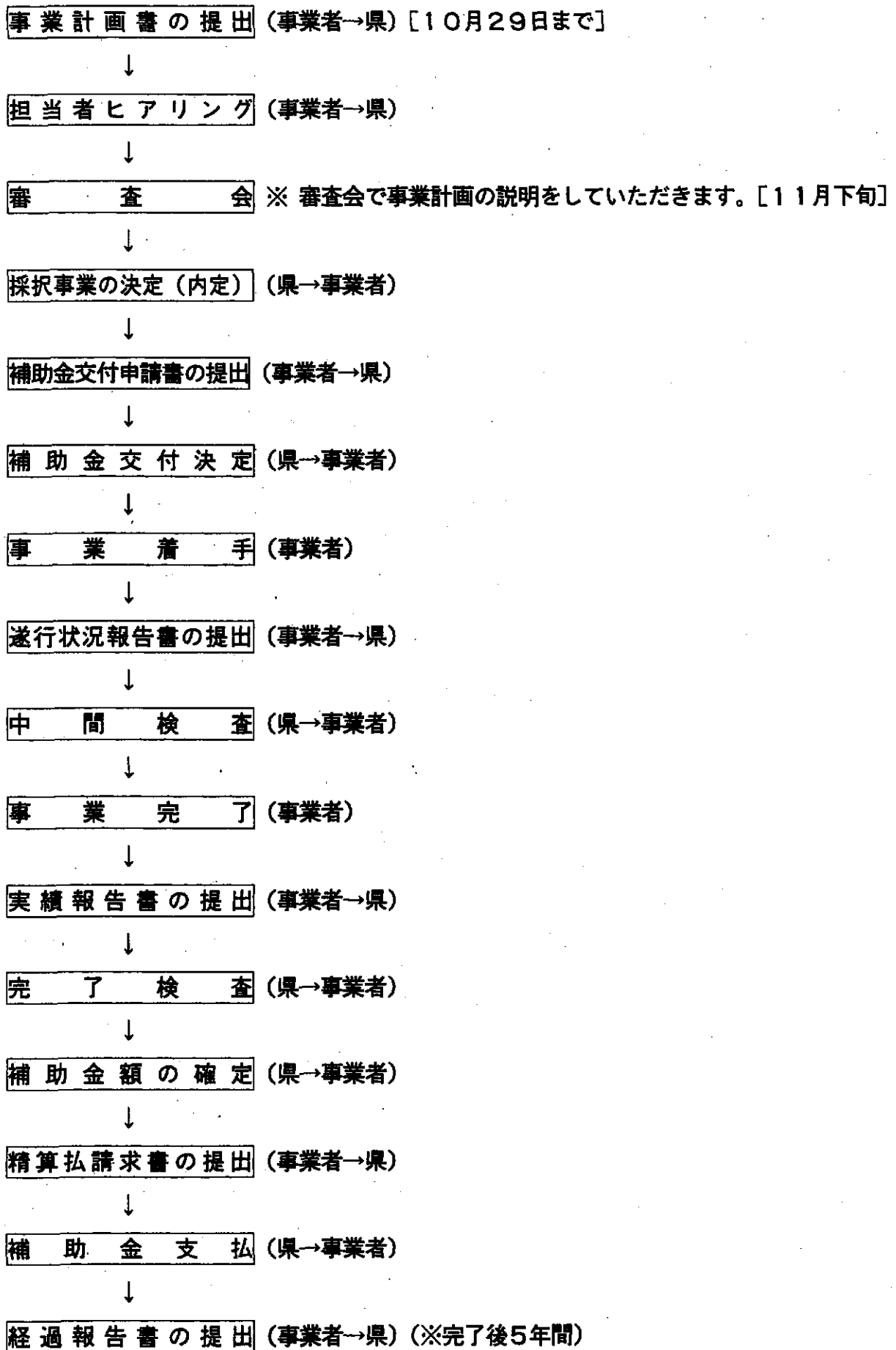
1. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた事業者には、次の義務が課されます。

- (1) 補助事業内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、事前に申請書を知事に提出し、承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業に係る経費について、帳簿及び証拠書類を他の経費と区分して整理し、補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 次の報告書を提出しなければなりません。
 - ① 補助事業遂行状況報告書（中間報告）
 - ② 補助事業実績報告書（事業完了報告）
 - ③ 補助事業経過報告書（事業完了後5年間）
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産は、取得財産等管理台帳を備え、適切に管理しなければなりません。

また、財産の処分制限期間内に取得した財産を処分しようとする場合は、申請書を知事に提出し、承認を得なければなりません。

2. 事業の流れ



ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、予算の定めるところにより、ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県環境部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の8。以下「環境部要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 環境部要綱及びこの実施要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分(埋立処分又は海洋投入処分をいう。)が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 廃棄物処理法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項又は同条第6項の規定による許可(第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可を含む。)を受けて産業廃棄物の処理を業として行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費には、焼却、脱水、破碎、選別等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするもの及び施設設備の敷地となる土地の取得、賃借、造成及び補償に関する経費は含まないものとする。

(計画書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金事業実施計画書及び知事が必要と認める書類(以下「計画書等」という。)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第5条 知事は、前条の規定による計画書等の提出があったときは、当該計画に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該計画の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定をし、当該計画書等を提出した者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該計画に係る事項について修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。
- 3 知事は、必要に応じて、計画書等の内容に関し、当該計画書等を提出した者に説明を求めることができる。

(計画書等の取下げ)

第6条 計画書等を提出した者は、前条の規定による内定を受けた場合において、その内容に不服があるときは、知事が定める期日までに計画書等の取下げをすることができる。

2 前項の規定による計画書等の取下げがあったときは、当該計画に係る補助金の交付の内定は、なかったものとみなす。

(申請書の提出時期)

第7条 環境部要綱第3条第1項の別に定める申請書を提出することができる時期は、毎年度知事が別に定める期日までとする。

(実施状況報告書の提出期限等)

第8条 環境部要綱第5条第2項の別に定める実施状況報告書の提出期限等は、規則第5条第1項により補助金の交付の決定をする時に知事が定める。

(実績報告の提出期限)

第9条 環境部要綱第6条第2項の別に定める実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(規則第13条第1項後段の場合にあっては、翌年度の4月10日)とする。

(経過報告)

第10条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該事業に係る当該会計年度内の状況を記載した事業経過報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者の前項の事業経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は、第1項に定める事業経過報告書に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 規則、環境部要綱及びこの実施要綱に定めるもののほか、補助金の交付申請書等の添付書類その他補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月22日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(22未環第55号)

1 この要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

様式第1号（実施要綱第4条関係）

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住 所
氏 名

印

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金事業実施計画書

年度においてゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金の交付を受けたいので、
ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金実施要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添
えて提出します。

記

1 事業の目的及び内容

別紙1 事業計画書、別紙2 収支予算書及び別紙3 財務内容調査表のとおり

2 事業に要する経費及び補助金交付申請予定額

事業に要する経費

円

補助金交付申請予定額

円

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書【法人の場合】
 - (2) 法定代理人・役員・株主又は出資者・政令使用人の住民票の写し（本籍記載のあるもの）及び登記事項証明書（注1）【法人の場合】
 - (3) 住民票の写し（本籍記載のあるもの）及び登記事項証明書（注1）【個人の場合】
 - (4) 決算書（貸借対照表及び損益計算書）（2期分）【法人の場合】
 - (5) 資産に関する調書（別紙4）【個人の場合】
 - (6) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号に掲げるものに該当しないことを誓約する書面（別紙5）
 - (7) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- （注1）産業廃棄物処理業者が有効な産業廃棄物処理業の許可証の写しを提出する場合は省略できる。

別紙 1 (様式第 1 号関係)

事業計画書

1 事業者

名 称			連絡先		
所 在 地			業 種		
主たる事業 の 内 容					
資本金又は 出 資 金 等	千円	従業員数	人	設立年月日	年 月 日

2 計画の対象となる事業所の概要

事業所の 名 称		従業員数		主 な 取扱品目	
所 在 地	長崎県		代表者の 職・氏名		
連絡責任者 の職・氏名			電 話 F A X E メール		

2 事業計画

事業名称		
事業費	円	
補助金申請(予定)額	円	
(1) 事業の目的(目的、必要性等)		
(2) 事業内容(整備する施設設備の内容、事業のフロー、事業採算性の見通し等)		

(3) 取扱う産業廃棄物の種類、量、産業廃棄物処理業許可の有無、処理方法
 排出事業者にあつては、排出する産業廃棄物の種類、量、処理方法

産業廃棄物 の 種 類	量 (t / 年)	県内発生分の 割 合 (%)	許可の有無 (許可番号)	現在の処理方法	備考

(4) 排出抑制等の効果

(①目標とする成果、②排出抑制率、再使用・再生利用残渣率、③県内への波及効果等)

(5) 技術の先進性(既存技術等と比較した優位性、独創性等)

(6) 事業推進体制(組織体制、施設設備の管理体制等)

(7) 再生品等の販売計画(市場状況、販売方法等)

(8) 事業実施スケジュール(段階ごとに実施スケジュールを記載)

(9) 当該施設設備に係る環境対策の必要性及び措置概要

3 添付書類

(1) 補助事業の実施場所位置図、付近見取図

(2) 施設構造図

(3) 建物等の配置図、各階平面図

(4) 設計計算書、図面、仕様書

(5) 既に補助事業の用に供する用地を取得している場合は、申請者が当該用地の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該用地を使用する権原を有すること）を証する書類

収支予算書

項 目	金 額(単位：円)	主な内容
1 直接工事費		
2 間接工事費		
3 付帯工事費		
4 機械器具費		
5 その他の経費		
補助対象事業費計①		
①のうち補助金申請額		
補助対象外事業費② ()		
事業費の合計 (① + ②)		

※補助金申請額は、補助対象事業費の総額の1/2以内。（千円未満切り捨て）

資金調達計画

調達区分	金 額(単位：円)	調 達 先	備 考
補 助 金			
自己資金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計			

財務内容等調査票

事業者名 _____

1 財務状況

(単位:千円)

科目	期間	前々期		前期	
		年	月～	年	月
1	売上高 (A)				
2	経常利益 (B)				
3	総資本 (C)				
4	自己資本 (D)				
5	流動資産 (E)				
6	流動負債 (F)				
7	総資本経常利益率 ($B/C \times 100$)				
8	売上高経常利益率 ($B/A \times 100$)				
9	自己資本比率 ($D/C \times 100$)				
10	流動比率 ($E/F \times 100$)				

※ この資料は、過去2期又は3期（決算期間が1年であるときは2期、半年であるときは3期とする。）の財務諸表により作成してください。

※ 金額は、百円の位を四捨五入して、千円単位で記入してください。率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。

2 売上及び取引先状況 (年 月 日現在)

主要製品	売上構成比	主要取引先	売上構成比
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

別紙4（様式第1号関連）

資産に関する調書

事業者名 _____

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格 ・ 金 額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			

負債の種別	内 容	数 量	価 格 ・ 金 額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受け金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

（表面）

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号（裏面記載の「欠格要件」）に掲げるものに該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住 所
氏 名

印

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注2)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(令第4条の6)とは、次のとおり
大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注2) 政令で定める使用人(令第4条の7)とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

様式第2号（環境部要綱第5条第1項関係）

年 月 日

長崎県知事

様

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金
に係る実施状況報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があ
ったゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金について、長崎県環境部関係補助金等交付
要綱（平成19年長崎県告示第460号の8）第5条第1項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1. 実施済部分について	
(1) その内容	
(2) 実施済部分に 要した経費	円
(3) (2)のうち補助 対象事業費	円
2. 今後実施予定部分について	
(1) その内容	
(2) 実施予定部分 に要する経費	円
(3) (2)のうち補助 対象事業費	円

年 月 日

長崎県知事

様

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があったゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

事業報告書

事業名称	
(1) 事業内容(整備した施設設備の内容、事業のフロー、事業採算性の見通し等)	
(2) 実施場所	
(3) 事業推進体制(組織体制、施設設備の管理体制等)	
(4) 事業実施経過(段階ごとに実施経過を記載)	
(5) 当該施設設備に係る環境対策の措置概要	

添付書類

- (1) 整備した施設設備の写真
- (2) 法令等により検査が必要な施設設備についてはその検査済証の写し
- (3) 廃棄物処理法等の許可が必要なものについては許可証の写し
- (4) その他整備した施設設備を使用するにあたり必要な書類の写し

収支精算書

項 目	金額(単位：円)	主な内容
1 直接工事費		
2 間接工事費		
3 付帯工事費		
4 機械器具費		
5 その他の経費		
補助対象事業費 の 総 額 ①		
うち補助金申請額		
補助対象外事業費② ()		
事業費の合計 (①+②)		

※補助金額は、補助対象事業費の総額の1/2以内。(千円未満切り捨て)

資金調達内容

調達区分	金 額(単位：円)	調 達 先	備 考
補 助 金			
自己資金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計			

年 月 日

長崎県知事

様

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度消費税等相当額の確定に伴う報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があったゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金について、長崎県環境部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の8）第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（確定通知書により通知された額）

円

- 2 補助金の確定時における仕入れに係る消費税仕入控除税額

円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税仕入控除税額

円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

請求内訳書

（単位：円）

事業の内容	交付決定額	概算払受領済額	今回請求額	内 訳

年 月 日

長崎県知事

様

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業
補助金に係る事業経過報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があ
ったゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金について、ゴミゼロながさき環境産業支援
事業補助金実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名 _____（ _____ 年度実施）

2 事業の状況（前年度に取扱った産業廃棄物の種類、量）

廃棄物の種類	量（トン／年）

※補助事業に係るものについて記載すること。

3 事業効果等

（1） 産業廃棄物の排出抑制、再資源化等の効果

（2） 事業実施による地域（県内）への波及効果

（3） 再生品の生産、販売実績

（4） その他

年 月 日

長崎県知事

様

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金
に係る取得財産等処分申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があ
った上記補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、長崎県補助金等
交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第20条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産等の品目
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

長崎県環境部関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 環境部の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第 2 条 規則第 3 条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第 3 条 規則第 4 条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第 4 条 規則第 8 条第 1 項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から 14 日を経過した日とする。

(状況報告等)

第 5 条 補助事業者等は、規則第 11 条第 1 項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないときは、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第 1 項の場合において、第 7 条第 2 項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第 11 条第 2 項第 1 号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が 2 割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第 6 条 規則第 13 条第 1 項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認めるものについては、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 13 条第 1 項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から 30 日を経過した日（同項後段の場合には、翌年度の 4 月 20 日）とする。

3 第 3 条第 2 項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該

金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないと認めるものについては、これを省略することができる。

- (1) 請求内訳書
- (2) 出来高調書
- (3) 事業の実施における契約書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

（生活排水対策重点地域活動促進事業補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 生活排水対策重点地域活動促進事業補助金交付要綱（平成7年長崎県告示第677号）
- (2) 水道水源開発事業補助金交付要綱（昭和48年長崎県告示第533号）
- (3) 長崎県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年長崎県告示第515号）
- (4) 長崎県自然公園等施設整備費県費補助金交付要綱（昭和48年長崎県告示第631号）
- (5) 長崎県環境美化基金緑化事業補助金交付要綱（昭和56年長崎県告示第930号）
- (6) 長崎県緑化宝くじによる緑化事業補助金交付要綱（昭和59年長崎県告示第147号）

(経過措置)

3 新要綱に規定する補助金等であって、平成17年度以前の予算に係る分については、当該補助金等に係る定め（以下「旧要綱」という。）は、なおその効力を有する。

4 新要綱の告示日前における平成18年度の予算に係る補助金等についてなされた旧要綱に基づく処分、申請そ

の他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(平成 19 年告示第 631 号)抄

平成 19 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 19 年告示第 710 号)抄

平成 19 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 20 年告示第 424 号)抄

平成 20 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 21 年告示第 529 号)抄

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 21 年告示第 644 号)抄

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 21 年告示第 765 号)抄

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 21 年告示第 789 号)抄

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 21 年告示第 950 号)抄

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 22 年告示第 478 号)抄

平成 22 年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表（第2条関係） 抜粋

（平 19 告示 631・平 19 告示 710・平 20 告示 424・平 21 告示 529・平 21 告示 644・平 21 告示 765・平 21 告示 789・平 21 告示 950・平 22 告示 478 一部改正）

2 未来環境推進課

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県保健環境連合会補助金	潤いと安らぎのある快適な環境創造を図る。	補助対象者の運営に要する次に掲げる経費 (1) 長崎県保健環境連合会の組織の育成強化対策の推進等に要する経費 (2) 環境美化対策等に要する経費 (3) 資源リサイクル運動の推進等に要する経費 (4) 健康づくり運動の推進等に要する経費 (5) 保健所地区協議会活動の推進等に要する経費 (6) 研修、啓発活動の推進等に要する経費 (7) その他知事が特に必要と認める経費	10 分の 10 以内	長崎県保健環境連合会

2	ゴミゼロながさき環境産業支援事業補助金	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びにリサイクルの促進を図る。	補助対象者が行う次に掲げる経費。 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 処理施設の新設又は増設及び処理方法又は製造工程の改善（産業廃棄物処理業者が行うものを除く。）により、産業廃棄物の排出の抑制等を促進する事業に要する経費 (2) 産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを処理施設の新設又は増設及び処理方法又は製造工程の改善により、自らリサイクルをする事業に要する経費	2分の1以内。ただし、1,500万円を限度とする。	長崎県産業廃棄物税条例（平成16年長崎県条例第44号）第4条に規定する納税義務者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 県内に事業所を有すること (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号に掲げるものに該当しないこと (3) 県税の滞納その他の法令の不遵守により、補助が適当でないと認められるものでないこと (4) 事業を安定かつ継続して実施できる見込みがあること
---	---------------------	--	---	---------------------------	---

3	地球温暖化対策推進事業補助金	地方公共団体実行計画に基づく地球温暖化対策を推進する。	補助対象者が行う次に掲げる経費 (1) 補助対象者の施設又は設備（以下「施設等」という。）として省エネルギーに資する施設等を整備する事業に要する経費 (2) 民間事業者の施設等として省エネルギーに資する施設等を整備する事業に要する経費 (3) 地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する交通手段を整備する事業に要する経費 (4) 廃棄物由来の再生可能エネルギーの利用及び導入を支援する事業に要する経費	別に定める基準により算定する額	市町
4	一般住宅省エネ設備設置促進事業補助金	一般住宅における省エネ設備の設置の促進を図る。	一般住宅用の省エネ設備（別に定める要件を満たすものに限る。）の設置に要する経費	1件あたり8万円を限度とする。	省エネ設備を設置する個人又は法人（別に定める要件を満たすものに限る。）